

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則

平成元年一月三十一日

規則第六号

改正 平成一三年 二月 二日規則第二号 平成一五年一二月二四日規則第一三七号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号 平成二七年 三月三十一日規則第二八号
令和 二年一月一〇日規則第七九号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則

(依頼書及び計画書の提出)

第一条 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第四十八号。以下「条例」という。）第一条の規定により産業廃棄物又は建設残土（以下「廃棄物等」という。）の処分を依頼しようとする者は、様式第一号の廃棄物等処分依頼書を埼玉県環境整備センターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の依頼をしようとする者は、依頼しようとする日の一月前までに様式第二号の廃棄物等搬入計画書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(受入証の交付)

第二条 所長は、前条第一項の依頼に基づき廃棄物等の処分をしたときは、依頼者に様式第三号の受入証を交付するものとする。

(再生資源として利用するための措置)

第三条 条例別表第二号の規則で定める措置は、廃棄物等について、製品又は原材料として利用することができる状態にする措置であつて、再生資源としての利用に関する技術水準、需給事情その他の事情を勘案し、知事が適当と認めるものをいう。

追加〔平成一三年規則二号〕、一部改正〔平成二七年規則二八号〕

(受入基準)

第四条 条例別表備考一の規則で定める受入基準は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成一三年規則二号〕

附 則

この規則は、平成元年二月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月二日規則第二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十四日規則第百三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号（裏面）の改正規定は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日〔平成一六年七月一日〕から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十一月十日規則第七十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第四条関係）

種類	種類別受入基準	共通受入基準
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> 一 熱しやく減量十パーセント以下であること。 二 火気を帯びていないこと。 三 溶出試験結果が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「省令」という。）に定める判定基準を超えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 浸出液が著しく濃い色でないこと。 二 悪臭を著しく発散しないこと。 三 著しく飛散するおそれのないこと。 四 他の廃棄物を混合したものでないこと。
鋤さい	<ul style="list-style-type: none"> 一 火気を帯びていないこと。 二 最大径おおむね十五センチメートル以下であること。 三 溶出試験結果が、省令に定める判定基準を超えないこと。 	
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> 一 中空の状態でないこと。 二 最大径おおむね十五センチメートル以下であること。 	
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> 一 中空の状態でないこと。 二 木くず等可燃物が除去されていること。 三 最大径おおむね十五センチメートル以下であること。 	
浄水場汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 一 有機性のものでないこと。 二 含水率八十五パーセント以下であること。 三 溶出試験結果が、省令に定める判定基準を超えないこと。 	

全部改正〔平成一三年規則二号〕、一部改正〔平成一五年規則一三七号〕
様式第1号（第1条関係）

廃棄物等処分依頼書

年 月 日

(宛先)

埼玉県環境整備センター所長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり廃棄物等の処分を依頼します。

排出事業場の所在地、名称等	所在地		コード番号等記入欄			
	名 称					
	廃棄物等の処理責任者	職 氏 名				
電話番号						
運 搬 者 等	運 搬 者	・ 依頼者本人 ・ 委託業者 (名称)				
	車 両 番 号					
	運 転 者 氏 名					
廃 棄 物 等 の 種 類						
廃棄物等積載車両総重量	出発の際の総重量					
			kg	kg		
廃棄物等重量			kg	kg		
搬入月日	月 日		月	日		
出発時刻	時 分		時	分		
			予約日時	月 日 時 分		
			予約者氏名			

全部改正〔平成27年規則28号〕、一部改正〔令和2年規則79号〕
様式第2号(第1条関係)

(裏面)

添付書類

- 1 廃棄物等の区分の欄において第1号に該当する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者であることを証する書類（商業登記簿謄本等）
- 2 月別・種別別搬入計画表
- 3 運搬を委託する場合にあつては、委託業者名簿、委託契約書案及び委託業者の産業廃棄物処理業の許可証（収集・運搬）の写し
- 4 搬入車両簿及び自動車検査証の写し（運搬を委託する場合にあつては、委託業者の運搬車両簿及び自動車検査証の写し）
- 5 運転者名簿（運搬を委託する場合にあつては、委託業者の運転者名簿）
- 6 廃棄物等性状表（燃え殻、浄水場汚泥、鉱さいにあつては、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1の第2欄に掲げる有害物質について計量法第107条の登録を受けた者の作成する計量証明書を添付すること。）
- 7 その他知事が必要と認める書類
一部改正〔平成13年規則2号・15年137号・20年78号・令和2年79号〕
様式第3号（第2条関係）

受 入 証

様

埼玉県環境整備センター所長 印

次のとおり受け入れました。

年	月	日	
計	量	番	号
時刻	センター着		
	センター発		
車 両 コ ー ド			
廃 棄 物 等 コ ー ド			
事 業 場 コ ー ド			
運 転 者 コ ー ド			
廃 棄 物 等 積 載 車 両 総 重 量			
			kg
空 車 重 量			
			kg
廃 棄 物 等 受 入 重 量 (100kg未満切上げ)			
			kg
備考 料金は、後日、納入通知書を送付しますので、納入期限までに納入してください。			

(127mm × 89mm)

全部改正〔平成27年規則28号〕